

○土壤汚染対策法施行規則改正の概要

(1) 改正の経緯

平成21年、水質環境基準及び地下水環境基準が見直されたことを踏まえ、平成25年10月7日、環境大臣から中央環境審議会会長に対して、「土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」（諮問第362号）（1,1-ジクロロエチレン等の6物質が対象）諮問がなされた。同年12月26日に開催された中央環境審議会土壤農薬部会土壤環境基準小委員会において、1,1-ジクロロエチレンの土壤環境基準の見直しについて審議が行われ、これに基づき平成26年3月20日に1,1-ジクロロエチレンの土壤環境基準を検液1Lにつき「0.02mg以下」から「0.1mg以下」に見直す告示改正がなされた。

これを受けて、平成26年3月28日に開催された土壤農薬部会土壤制度専門委員会で、1,1-ジクロロエチレンの土壤汚染対策法に定める特定有害物質による汚染状態に係る基準（指定基準）について、土壤環境基準の見直しを踏まえた指定基準の見直しとこれに伴う制度・運用について、報告案が審議された。その後、パブリックコメントを経て土壤制度専門委員会報告がとりまとめられ、同年7月3日に、土壤農薬部会において当該専門委員会報告の審議が行われ、中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされた。

このことを踏まえて、本件改正を行うこととなった。

なお併せて、平成23年7月8日施行の土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令に関する所要の改正をするものとする。

(2) 改正点

※土壤環境基準の見直しを踏まえた土壤汚染対策法施行規則の改正

・別表第1（地下水基準）

1,1-ジクロロエチレンの項中、1リットルにつき「0.02mg以下であること」を「0.1mg以下であること」に改める。

・別表第2（第二溶出量基準）

1,1-ジクロロエチレンの項中、検液1リットルにつき「0.2mg以下であること」を「1mg以下であること」に改める。

・別表第3（土壤溶出量基準）

1,1-ジクロロエチレンの項中、検液1リットルにつき「0.02mg以下であること」を「0.1mg以下であること」に改める。

※平成 23 年 7 月 8 日施行の土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令に関する所要の改正

・第 64 条第 1 項第 12 号

「所有者」を「使用者」に改める。

・様式第 16（法第 16 条第 1 項及び規則第 61 条 1 項に基づく様式）

「運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先」を「運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先」に改める。

・様式第 18（法第 16 条第 3 項及び規則第 64 条 1 項に基づく様式）

「運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先」を「運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先」に改める。